

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第
 一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（合理的土地利用建築物） 第三十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の「準耐火構造の建築物」とは、耐火建築物及び耐火構造の建築物以外の建築物で、建築基準法第二十九条の三イ若しくは口のいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三 前二号に定めるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。</p> <p>附則 （合理的土地利用建築物に係る特例） 第一条の二 平成二十四年三月三十一日までに機構が法第十三条第一項第七号に規定する資金の貸付けの申込みを受理した場合における第三十八条並びに第三十九条第一項第一号、第四号及び第五号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号中「十分の二（マンションの建替え（現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地に新たに建築物を建</p>	<p>（合理的土地利用建築物） 第三十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の「準耐火構造の建築物」とは、耐火建築物及び耐火構造の建築物以外の建築物で、建築基準法第二十九条の三イ若しくは口のいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。</p> <p>附則 （合理的土地利用建築物に係る特例） 第一条の二 平成二十四年三月三十一日までに機構が法第十三条第一項第七号に規定する資金の貸付けの申込みを受理した場合における第三十八条並びに第三十九条第一項第四号及び第五号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号中「十分の二（マンションの建替え（現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地に新たに建築物を建設するこ</p>

設することをいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、十分の一)とあるのは「十分の一」と、同項第二号中「十分の二(マンションの建替えを行う場合にあつては、十分の一)」とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「建替え」とあるのは「建替え(現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地に新たに建築物を建設することをいう。)」と、第三十九条第一項第一号中「五百平方メートル」とあるのは「三百平方メートル」と、同項第四号中「二以上の建築物のある一団の土地の区域内において、建替えにより新たに建設される」とあるのは「新たに建設される」と、同項第五号中「建替えにより新たに建設される」とあるのは「新たに建設される」とする。

とをいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、十分の一)とあるのは「十分の一」と、同項第二号中「十分の二(マンションの建替えを行う場合にあつては、十分の一)」とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「建替え」とあるのは「建替え(現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の存していた土地に新たに建築物を建設することをいう。)」と、第三十九条第一項第四号中「二以上の建築物のある一団の土地の区域内において、建替えにより新たに建設される」とあるのは「新たに建設される」と、同項第五号中「建替えにより新たに建設される」とあるのは「新たに建設される」とする。